

6. 第2次福島県長期総合教育計画策定専門 委員会実施要項（昭和49年度～昭和52年度）

福島県教育委員会

（専門委員会）

第1 第2次福島県長期総合教育計画（以下「第2次教育計画」という。）策定のため、教育庁内に第2次福島県長期総合教育計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置き、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2. 委員長には総務課長、副委員長には財務課長を充てる。
3. 委員は、各課（室）の課（室）長、教育センター所長及び教育事務所長の代表者を充てる。
4. 委員長は、会務を総理し、専門委員会及び幹事会を招集する。
5. 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

（専門委員会の所掌事務）

第2 専門委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本県の教育の現状と課題の調査研究と原案審議に関すること。
- (2) 第2次教育計画の内容の調査研究と原案審議に関すること。

（幹事会）

第3 第2次教育計画に関する事務を処理するため幹事会を置くものとする。

2. 幹事会は、教育長が任命する幹事をもって構成する。
3. 幹事会に議長をおき、総務課主幹を充てる。
議長は、幹事会の運営に当たる。

（幹事会の業務）

第4 幹事会は、次の事務を処理する。

- (1) 本県教育の現状と課題の原案を作成すること。
- (2) 第2次教育計画の基本構想の原案を作成すること。
- (3) 第2次教育計画の原案を作成すること。
- (4) 第2次教育計画策定に必要な資料の収集に関すること。

（小委員会）

第5 専門委員会には、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

小委員会を置く場合は、委員長が決定する。

（庶務）

第6 専門委員会の庶務は、総務課企画班において処理する。

附 則

この要項は、昭和49年9月1日から施行する。

昭和52年4月1日一部改正

（注） 幹事会は、各課（室）の主幹、課長補佐、主任指導主事、主任管理主事、主任主査、係長及び教育センター各部長と若干名の課員で構成された。